

愛知県立大学と愛知県総合教育センターとの教育研究の連携に関する協定書

愛知県立大学（以下「甲」という。）と愛知県総合教育センター（以下「乙」という。）は、教育研究の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、教育研究の連携を目的として相互に協力し、先導的・実践的研究を行い、その成果を生かして大学及び愛知県相互の教育と研究の充実・発展を図る。

（実施）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙の間で実施する。

（研究内容）

第3条 第1条の規程に基づき連携して実施する先導的・実践的研究の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程及び学校の諸課題に関する事項
- (2) 教科等の指導に関する事項
- (3) 教師教育に関する事項
- (4) 教育相談に関する事項
- (5) 愛知県教育史編さん事業に関する事項
- (6) その他双方が必要と認める事項

（連携の方法）

第4条 甲と乙とは、連携に当たってそれぞれの教職員の派遣及び受入について協力するとともに、自らの有する施設等の利用についても、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

（経費）

第5条 派遣教職員の旅費については、派遣を依頼する側が負担するものとする。

2 施設設備等の使用料については、双方共に不要とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定廃止）

第7条 この協定は、甲または乙の申し出により、双方協議のうえ、廃止できるものとする。

（雑則）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めるもののほかに合意の必要が生じたときは、双方協議のうえ、新たに定めるものとする。

この協定は、甲乙双方の代表者の署名捺印をもって有効となる。なお協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有するものとする。

令和2年2月25日

甲 長久手市茨ヶ廻間1522-3
愛知県公立大学法人 愛知県立大学
学 長

久富木原 玲



乙 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾68
愛知県総合教育センター
所 長

山田 知子

